

令和4年5月26日
高齢福祉部高齢福祉課

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団に対する東京労働局からの是正指導について

1 主旨

令和4年5月17日に、社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団（以下「事業団」という）に対して、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という）第48条第1項に基づいて、東京労働局から文書による是正指導を受けたので、報告する。

2 是正指導内容

別紙「業務委託に係る是正指導について」（事業団から区への報告文書）参照

3 今後の対応について

(1) 事業団の対応

是正指導書に記載してある「是正のための措置」に基づいて、法人全体の委託契約について点検を実施して違反が認められる場合は是正し、加えて再発防止策を徹底した上で東京労働局に報告書を提出する。

(2) 区の対応

事業団に対して、今般の是正指導書に記載の内容の確実な実施を確認し、再発防止策の徹底を指導していく。

すでに、5月25日付けで、全庁及び外郭団体に対し、「業務委託契約に求められる要件等を確認したうえで、仕様書の内容や委託業務の履行内容、また、特に業務に関しての履行監督の方法など、法令等で許容されている範囲に十分留意し、委託業務の適正な執行に努めるよう徹底を図られたい」旨の依命通達を発出した。

本件は、事業団から東京労働局へ是正報告書を提出後に別途当委員会に報告する。

【参考①】

労働者派遣法

第4条第1項 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行ってはならない。

一 港湾運送業務

二 建設業務

三 警備業法第2条第1項各号に掲げる業務その他その業務の実施の適正を確保するためには業として行う派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務として政令で定める業務

第2項 (略)

第3項 労働者派遣事業を行う事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者は、その指揮命令の下に当該労働者派遣に係る派遣労働者を第1項各号のいずれかに該当する業務に従事させてはならない。

第48条第1項 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、労働者派遣をする事業主及び労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、労働者派遣事業の適正な運営又は適正な派遣就業を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

【参考②】

労働者派遣事業と請負により行われる事業と区分に関する基準 抜粋

(昭和 61 年労働省告示第 37 号)

第 2 条 請負の形式による契約により行う業務に自己の雇用する労働者を従事させることを業として行う事業主であっても、当該事業主が当該業務の処理に関し次の各号のいずれにも該当する場合を除き、労働者派遣事業を行う事業主とする。

一 次のイ、ロ及びハのいずれにも該当することにより自己の雇用する労働者の労働力を自ら直接利用するものであること。

イ 次のいずれにも該当することにより業務の遂行に関する指示その他の管理を自ら行うものであること。

(1) 労働者に対する業務の遂行方法に関する指示その他の管理を自ら行うこと。

(2) 労働者の業務の遂行に関する評価等に係る指示その他の管理を自ら行うこと。

ロ (略)

ハ (略)

二 (略)

令和4年5月18日

世田谷区長 保坂 展人 様

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団
理事長 板谷 雅光

業務委託に係る是正指導について

この度、特別養護老人ホーム上北沢ホームにおける警備業務委託に関し、東京労働局による調査が実施され、下記のとおり是正指導がありましたので報告いたします。なお、是正の内容については、東京労働局への報告書の提出とあわせ、後日報告いたします。

記

1 調査対象

特別養護老人ホーム上北沢ホームに係る[]との令和2年度に係る警備業務の委託契約

2 経緯

令和4年4月4日付で東京労働局から業務委託に係る調査の実施について通知があり、令和4年4月22日に上北沢ホームにおいて需給調整指導官2名による聞き取り調査が実施された。

内容としては、令和2年度の[]との警備業務委託契約に関し、委託先の社員である警備員に対して上北沢ホームの職員が直接に業務の遂行方法に係る指示を行っていたことについて、具体的な指示内容が示されたうえでの事実確認等であった。

これら確認において事業団は、「新型コロナウイルス感染防止対策としての巡回経路の変更や、施設の安全確保を目的とした電話取り次ぎ方法の変更など、いずれも緊急性の高い内容について直接指示を行った」との旨を回答した。

3 是正指導の内容

本調査の結果について、令和4年5月17日に東京労働局需給調整事業部において是正指導書が交付された。違反事項は別紙「是正指導書」のとおりで、法人全体の委託契約について点検を実施して違反が認められる場合は是正し、加えて再発防止策を講じたうえで報告書を提出するようとの指導があった。

【本件担当】

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団
総務課長 町田 崇俊
TEL 03-5450-8223



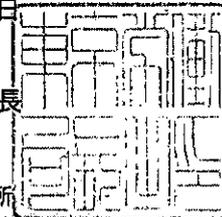
是 正 指 導 書

令和 4 年 5 月 17 日

社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業
団

理事長 板谷 雅光 殿

東京 労働局長



労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第48条第1項に基づき、貴事業所における労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（第3章第4節の規定を除く。）違反について、それぞれ指定期日までに是正の上、報告するよう指導します。なお、指定期日までに是正されない場合、行政処分又は勧告・公表・指示の対象となることがあります。また、悪質である場合には告発する場合もあり得ます。（この是正指導書は5年間保存してください。）

法条項	違反事項及び是正のための措置	指定期日
労働者派遣法 第4条第3項	<p>(違反事項)</p> <p>貴法人は、少なくとも令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、 [] (以下、「[]」という。)と業務委託契約と 称する契約を締結し、警備業務に従事させていたが、その実態は、 []の労働者に対して貴法人の職員が業務の遂行方法に係る指示を行っていた ものであり、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関 する基準」(昭和61年労働省告示第37号)を満たさないことから、適正な 請負とは判断されず、労働者派遣事業に該当し、労働者派遣法第4条第1 項で禁止されている警備業務に従事させていたことは、左記条項に違反す る。</p> <p>(是正のための措置)</p> <p>1 上記違反事項については、派遣労働者の雇用安定を図るための措置を 講ずることを前提に是正すること。</p> <p>2 貴法人において、現在行っている請負・業務委託・委任・出向契約に ついて、上記と同様の違反等がないか点検を行い、労働者派遣法及び職 業安定法に違反する事項がある場合には、労働者の雇用の安定を図るた めの措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。</p> <p>3 上記1に係る発生原因及び是正状況、並びに上記2に係る点検結果、 是正状況及び再発防止策を右記期日までに東京労働局需給調整事業部需 給調整事業第二課あて書面にて報告を行うこと。</p>	令和4年 5月31日

受領年月日	令和4年5月17日	備考	(1)枚のうち
受領者職名	総務課長 町田 崇俊 印		(1)枚 目
受領者名			